

寄付金控除について

個人や法人の皆様から京都芸術センター（指定管理者：公益財団法人京都市芸術文化協会）へのご寄付（協賛金）につきましては、税制上の優遇措置を受けることができます。優遇措置を受けるには、寄付をされた翌年の確定申告期間中に、当協会が発行する「寄付金受領証明書」を添えて、所轄税務署に確定申告をしてください。

(1) 個人の場合

ア 所得税について

年間の寄付金額の合計額（ただし、総所得金額の40%が上限）のうち、2,000円を超えた金額が、当該年の所得から控除されます。

$$\text{所得控除額} = \text{年間の寄付金額} - 2,000 \text{円}$$

イ 住民税について

京都市にお住まいの方は、年間の寄付金額の合計額（ただし、総所得金額の30%が上限）のうち2,000円を超える金額に対し、府民税は税率4%、市民税は税率6%を乗じた額が翌年の個人住民税額から控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times (4\% \text{【府民税】} + 6\% \text{【市民税】})$$

※ 京都市以外にお住まいの方は、それぞれの市区町村にお尋ねください。

(2) 法人の場合

通常的一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、特別損金算入限度額の範囲内で、寄付金の損金算入が認められます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

ご不明な点は、京都芸術センター内 公益財団法人京都市芸術文化協会（協賛会担当）までお問い合わせください。

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 546-2 TEL: 075-213-1000